

本訴平成26年(ワ)第29256号  
反訴平成27年(ワ)第25495号  
本訴原告(反訴被告) 阿部宣男  
本訴被告(反訴原告) 松崎参

## 準備書面(16)

2016年10月14日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿部哲二  
同 平松真二郎  
同 湯山花苗



一本訴原告準備書面(11)に対する反論一

(本訴原告を単に「原告」、本訴被告を単に「被告」と記載する。)

### 第1 「不正」に関する主張に対する反論

#### 1 発言ウについて

被告は、同年5月15日、Facebook上で以下の表現をした(甲1・54頁)。

「板橋区ホタル生態環境館(旧・ホタル飼育施設)の元飼育職員(ホタル博士)が関わった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。」

このウの表現行為とは、被告が、平成26年5月15日にフェイスブック上に記載した記事で、原告がかかわった板橋区以外でのホタル再生の取り組みの中で原告が板橋区に無断で行ったものについて、被告が同年5月12日までに、主にインターネット上に残された記録を調べた結果を列挙したものである。具体的な表現については、原告が訴状でも引用している(訴状48ページ以降)。なお、原告がかかわった板橋区以外でのホタル再生の取り組みとは、「預かり飼育」という各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育したのち、現地に放流するというイベントのことである。

当時の被告の関心は、板橋区ホタル生態環境館において本当にホタルを飼育していたのかという点にあり、この疑惑に関連して、被告は原告がかかわっていた全国各地でのホタル放流イベントについて調査し始めた。

これらのイベントで放流するホタルは、それぞれ地元のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育していたホタルであると原告は主張していたため、遺伝子搅乱のおそれがあることは容易に想像ができたが、この点について原告は、「地域ごとの遺伝的特性を搅乱していない」と説明していたため、被告はこの原告の説明に疑問を抱いた。

そして、「預かり飼育」が真実ではないとすると、放流したホタルは板橋区ホタル生態環境館以外の別の場所から放流する場所に持ち込まれたことになり、その頻度も多いことになる一方、板橋区ホタル生態環境館自体のホタルも他所から持ち込むことは、「預かり飼育」のホタルである旨説明すれば可能となり、板橋区ホタル生態環境館において本当にホタルを飼育していたのかという被告の抱いていた疑惑の解明にも近づくことから、被告は、「預かり飼育」の実態を調査する必要があるとは不可欠であると考えたのである。

このように、被告の発言ウは、原告の板橋区ホタル生態環境館におけるホタル飼育がおこなわれていたか否かについての問題に付随して、原告のおこなっていたとする「預かり飼育」について調査し批判したものである。

## 2 抗弁

### (1) 発言の対象が公共の利害に関するものであったこと

原告が板橋区ホタル生態環境館という区の施設において、板橋区の公認がないにもかかわらず各種団体や行政からホタルを預かって飼育するという事業を独断でおこなっていたことは不正行為である。

原告が板橋区職員として板橋区の事業としておこなっていたホタル飼育事業に付隨して、原告が不正を行っていたことを指摘することは、区の事業として行われ税金を利用していた事業への批判であって、公共的事項に関する事実である。

### (2) 事実を摘示した目的が公益を図ることにあったこと

本件では、被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及するべき立場である。原告が不正行為をしている事実につき経緯や理由について調査するとともに、これを公表することは、区議としての当然の職務である。被告は、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とし、その調査から、原告が不正行為を知り、発言したのであって、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。

### (3) 摘示した事実が真実であること（真実と信じたことが合理的であること）

#### ア 摘示した事実が真実であること

本件においては、原告は、「預かり飼育」というホタル再生事業を板橋区の承諾のもと板橋区ホタル生態環境館の施設を利用しておこなっていたと

主張しているが、板橋区は原告に対しこのような承諾をしていない（乙35）。

したがって、被告の掲示したホタル再生事業について、板橋区が公認しておらず原告が独断でおこなっていたという事実は真実である。

#### イ 摘示した事実が真実であると信じたことが合理的であること

また、仮に被告の掲示した事実が真実ではないとしても、以下の通り、被告が掲示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。

（ア）本件では、被告がかかる発言をした平成26年5月15日時点において、すでに板橋区長による以下の答弁がおこなわれていた（平成26年3月7日、平成26年第1回定例会、乙35）。

「次は、全国のホタルを預かり、飼育をしていたことについての質問であります。板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません。」

そこで、被告は、原告の主張する「預かり飼育」が板橋区の公認なく、原告の独断でおこなわれていることを確認した。

（イ）また、板橋区ホタル生態環境館の施設・設備では、別々の地域特性をもつホタルを交雜しないように飼育できる条件はないこと、「預かり飼育」の記録がないことから、被告は、そもそも原告の主張する「預かり飼育」自体がおこなわれていなかつたのではないかと考えるに至り、「預かり飼育」の実態を知るため、①いわき市でのホタル放流イベント、②鎌倉市の鶴岡八幡宮神社でのホタル放流、③渋谷区の小学校でのビオトープ計画の3か所について、被告が直接関係者に電話取材を行い、飼育の実態を調査した。

そこで確認ができたことは、ホタルやホタルの卵を板橋区ホタル生態環境館において預かってもらっていたということのみであったが、先方の認識は板橋区ホタル生態環境館において「預かり飼育」をしているというものであったため、被告は、上記3施設以外にも、「預かり飼育」がされているという報道等インターネット上で検索し、その一覧（ウの表現行為に列挙されている14施設）を板橋区環境課長に示して、板橋区の認識について問い合わせた。板橋区は許可しているのか質問したところ、板橋区は関与していないとの回答であった。

（ウ）さらに、「預かり飼育」に関して区議会に区の公務として報告されたことはなかった。

したがって、被告は、「預かり飼育」の実態を調査したうえ、板橋区の関与がないことを知り、発言ウをしたのであって、被告には、掲示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。

## 第2 「自己破産」の公表についての反論

原告は、平成24年9月10日発行の「財界ふくしま10月号」において、以下のように、自身が自己破産をしていることを公表している（乙38）。

「この研究でいろいろな機材を購入するので、昨年、自己破産しているのですよ。去年8月に地裁で決定が下されています。」

原告は、「自己破産」の事実を公然となっているものではないことを前提として、被告の表現行為を名誉棄損と主張しているが（請求の変更の申立、平成28年5月24日付参照）、被告の表現行為より前に、すでに原告自身が公表していることからすれば、原告の「自己破産」の事実は公知の事実であり、他人に知られたくない秘匿すべき事実でもない。

また、被告準備書面（12）で主張していることに加え、被告の表現行為と損害との間に因果関係がない。

したがって、名誉棄損行為とはならない。

以上